

お客さま各位

【重要】住宅ローンご返済等に関するご案内

ご返済にあたっての注意点とお借入れ後の手続きについてご案内いたしますので、以下、ご確認くださいませよう願いたします。

1. 住信SBIネット銀行WEBサイトのご利用には、初期設定が必要です

住信SBIネット銀行WEBサイトのサービスをご利用するには、まずログインし、初期設定をしていただく必要があります。初めてログインされるかたは、WEBサイトの「初期設定のご案内（トップページ）>お問合せ・ご案内>各種お手続き・設定>初期設定（初めてのログイン）」に従ってお手続きください。

2. 契約内容・返済予定表をご確認ください

お借入れ後、必ず、住信SBIネット銀行WEBサイトにログインのうえ、ご契約内容の「契約詳細」と、「返済予定表」のご返済額をご確認ください。返済予定表の郵送は、承っておりません。

住信SBIネット銀行WEBサイト：<https://www.netbk.co.jp/contents/>



3. ご契約内容は、住信SBIネット銀行WEBサイトでご確認いただけます

住宅ローン契約詳細、「住宅ローン金利変動リスク等に関する説明書」および「ご契約内容確認書」の内容は、住信SBIネット銀行WEBサイトでいつでもご確認いただけます。

上記2.の「契約詳細」を選択し、下記画面で契約内容控え（契約当初）へ遷移ください。



4. お借入日より、初回返済日が異なります

初回返済日は、お借入れ後、初めて到来する約定返済日です。

お借入れ後、初めて到来する約定返済日が1ヵ月未満の場合は、2回目に到来する約定返済日が初回返済日となります（【例】の網掛をご覧ください）。

【例】約定返済日が12日の場合

- 3月10日お借入れの場合 → 4月12日（1回目：3月12日 2回目：4月12日）

- 3月12日お借入れの場合 → 4月12日（1回目：4月12日）
- 3月30日お借入れの場合 → 5月12日（1回目：4月12日 2回目：5月12日）

5. 初回返済額は、通常の返済額よりも多くなる場合があります

ご返済日の前日までに、「返済予定表」で初回返済額をご確認いただき、返済用口座に必要な金額をご入金（⇒6.）願いたします。

6. 返済用口座は、住信SBIネット銀行の口座です

返済用口座は、お客さまが住信SBIネット銀行に開設された代表円普通預金です。（支店・口座番号は、住宅ローン契約書（WEBサイトでのご契約のかたは、住宅ローン契約内容控え）およびキャッシュカードまたは認証番号カードに記載されています）住宅ローン契約に基づき、毎月の約定返済日に返済用口座からの自動引落しにより、ご返済いただきます。

返済用口座へのご入金方法は、以下のとおりです。

(1) キャッシュカードでのご入金

提携ATMからご入金ください。提携ATMは、住信SBIネット銀行WEBサイトの「金利・手数料」より「ATMのご案内」でご確認いただけます。

【注意】認証番号カードのみの発行のかた

ATMでのお取引はできませんので、以下（2）または7.の方法によりご入金ください。

ATMでのお取引をご希望の場合は、住信SBIネット銀行WEBサイトにログイン後、「商品・サービス」の「デビット付キャッシュカード」より、画面の案内に従いキャッシュカード発行手続きを行ってください。



(2) 振込

お客さまの代表円普通預金口座を受取人口座に指定して、振込により入金することができます。

※ 振込にあたっては、ご利用の銀行所定の振込手数料がかかります。

7. 定額自動入金サービスのご利用にはWEBサイトからのお手続きが必要です

返済用口座へのご入金には、お客さま名義の他行口座から毎月特定の引落日に指定金額を引落し、自動的に住信SBIネット銀行の口座へ手数料無料で入金いただける「定額自動入金サービス」をご利用いただくことができます。

ご希望の場合は、必ず、住信SBIネット銀行WEBサイトの「定額自動入金（トップページ）>商品・サービス>商品・サービス一覧>定額自動入金」にて詳細をご確認のうえ、お手続きください。

※資金の引落口座は、住信SBIネット銀行が指定する金融機関に開設された口座に限るものとします。

また、定額自動入金サービスの入金日は、引落しの4営業日後です。約定返済日が入金日の前となっている場合や入金日・引落日が祝日と重なった場合などは、当該口座の残高によっては住宅ローンの約定返済ができず、延滞となる場合がありますのでご注意ください。

8. お客さま情報の変更手続きが必要です

お借入れ後、ご登録のお客さま情報に変更があった場合は、お客さまご自身で住信SBIネット銀行WEBサイトより、変更手続きを行っていただく必要があります。

住所変更手続きが未了の場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の『証明住所』が旧住所となります。また、証明書等が不着となるおそれがありますので、ご注意ください。

以上